

# 広報 りしり

No.550  
2026.6



5月20日～22日  
沓形小学校・仙法志小学校  
合同修学旅行



目次

- 瑞宝双光章（高齢者叙勲）の伝達が  
行われました …………… 2
- 議会報告 …………… 2～8
- 利尻町監査委員について …………… 9
- 駐在所だより …………… 10
- 自転車の交通反則通告制度（青切符）が  
開始 …………… 10
- マリンレジャー愛好家のみなさまへ …………… 10
- 資格確認書の一斉更新について …………… 11
- 「児童手当」「児童扶養手当」「特別児童  
扶養手当」についてご案内いたします …… 12
- 出産に備えた宿泊費の助成に関する  
ご案内 …………… 13
- 海上保安庁では令和9年4月採用の職員を  
募集します …………… 13
- 子ども子育て支援金制度が始まります …… 14
- しない！させない！こども虐待 …………… 15
- アピランスケア助成事業のお知らせ …… 16
- 地域包括支援センターからお知らせ …… 16
- 熱中症予防のために …………… 17
- 利尻島国保中央病院からの  
お知らせ …………… 18～20
- 利尻森林事務所鷺泊治山事業所たより …… 21
- 消防だより …………… 22
- わが家の愛どる …………… 23
- 令和8年度自衛官等採用試験のご案内 …… 23
- ぴいぶる（戸籍の動き） …………… 24

# 瑞宝双光章 (高齢者叙勲)

令和8年4月22日、利尻町教育委員会教育長より田村一氏に、瑞宝双光章（高齢者叙勲）の伝達が行われました。

田村氏は、昭和33年度から約40年間、市町村立学校教員として、宗谷管内の6校の小学校に勤務され、最後の勤務校である、利尻町立沓形小学校の校長として2年間勤務し、平成10年3月に退職されました。

この度の受章は、田村氏の長年の教育への功勞に対し、令和8年3月1日、内閣府より「瑞宝双光章」の受章が決定されたものです。



利尻町沓形字種富町  
田村 一氏

## 議 会 報 告

### 令和8年 第1回町議会定例会

第1回町議会定例会は3月10日に招集され、条例の制定案、予算案等を審議し、いずれも原案のとおり可決しました。審議内容は次のとおりです。

#### 〔条例制定〕

◆利尻町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

本条例は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、こども誰でも通園制度が創設され、令和8年4月1日より実施することから、基準を定めるために、条例を制定するものです。

◆利尻町犯罪被害者等支援条例

本条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、利尻町において犯罪被害者等が発生した際の被害者等の権利保護及び早期の被害回復等についての支援に関する事項を定めるために、条例を制定するものです。

#### 〔条例改正〕

◆利尻町課設置条例の一部を改正する条例

本条例は、防災情報室を廃止し、所掌する事務全般を総務課へ所掌するほか、新たに

設置する企画財政課に総務課が所掌していた財政及び企画に関する事務を所掌するため、条例を改正するものです。また、附則で関連する利尻町議会委員会条例と利尻町総合計画審議会条例の課名の変更について、併せて改正するものです。

◆利尻町行政手続条例の一部を改正する条例

本条例は、行政手続法の改正に伴い、不利益処分における相手方の意見陳述手続きの通知を公示送達によって行う場合の方法について、書面による掲示のみであったものをインターネットによる公表を前提として実施することから、条例を改正するものです。

◆利尻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

本条例は、人事院規則の改正に伴い、個人の事情に配慮した働き方を推進して柔軟な働き方が可能となるように常勤職員の年次休暇の使用単位

が拡充されたことから、条例を改正するものです。

◆利尻町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

本条例は、令和8年度より特別養護老人ホームの夜警員を廃止し、夜間勤務にあたる介護福祉士がその業務を担うことから、業務負担に配慮して夜間介護手当の金額を引き上げるために、条例を改正するものです。

◆利尻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準等に関する条例の一部を改正する条例

◆利尻町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

◆利尻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

本条例は、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、地域限定保育士制度が一般制度化されるほか、施設におけ

る虐待等の禁止に関して対象となる施設の基準が追加されることから、条例を改正するものです。

◆利尻町立保育所条例の全部を改正する条例

本条例は、子ども・子育て支援法等の一部が改正されたことに伴い、保育施設等の受入れ基準となる給付認定事由が変更されたことから、保育所の実施基準を整理するほか、新たに創設された、こども誰でも通園制度の実施基準を定めるとともに保育料等を見直すために、条例を改正するものです。

なお、保育料及び副食費については、令和8年度も継続して無償となるものです。

◆利尻町長寿祝い金条例の一部を改正する条例

本条例は、健康寿命の延伸による社会的環境の変化に伴い、長寿祝い金贈呈の基準を見直したことから、対象者の支給額の変更及び廃止をするために、条例を改正するもの

です。

◆利尻町高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

本条例は、施設の運営基準となる高齢者生活福祉センター運営事業の実施についての一部が改正されたことに伴い、入居者の料金基準となる対象収入による階層区分を10段階から14段階に改めるほか、賄材料が高騰していることから、給食費の月額を引き上げるために、条例を改正するものです。

◆利尻町高齢者共同生活施設の設定及び管理に関する条例の一部を改正する条例

本条例は、賄材料が高騰していることから、利尻町高齢者共同生活施設友愛の入居者にかかる給食費の月額を引き上げるために、条例を改正するものです。

◆利尻町森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

本条例は、森林公園内のバンガローとテントサイトの使用料が周辺の類似施設と比較して乖離していることから、使用料金を引き上げるために、条例を改正するものです。

◆利尻町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

◆利尻町公共下水道条例の一部を改正する条例

本条例は、国からの地方自治法に基づく技術的助言により、災害その他非常の場合の給水装置工事について、地元の工事事業者の確保が困難な場合は他の市町村長が指定した者が施工できるよう、条例を改正するものです。

【補正予算】

◆令和7年度利尻町一般会計補正予算(第7号)

本予算は、歳入歳出それぞれに7285万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億6776万円にするものです。

歳出の主な内容は次のとおりです。

りです。

○特別会計繰出金事業 7875万円

○離島漁業再生支援事業 △2659万7千円

○利尻町輸送経費支援事業 △346万4千円

○離島住民航空運賃助成事業 1150万円

○バス路線維持事業 2628万8千円

○沓形港整備事業 △654万円

◆令和7年度利尻町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)

本予算は、歳入歳出それぞれに243万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7614万6千円にするものです。

歳出の内容は次のとおりです。

○出産育児一時金 50万円

○利尻島国保病院組合補助金 134万8千円

○基金積立金 58万4千円

◆令和7年度利尻町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

本予算は、歳入歳出それぞれに420万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6526万7千円にするものです。  
歳出の内容は次のとおりです。

- 後期高齢者医療広域連合納付金 355万9千円
- 一般会計繰出金 65万円

◆令和7年度利尻町特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第3号)

本予算は、歳入歳出それぞれから30万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4664万8千円にするものです。

- 一般管理費 △30万5千円

◆令和7年度利尻町宿泊施設特別会計補正予算(第3号)

本予算は、歳入歳出それぞれに365万1千円を追加し、

歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8140万5千円にするものです。  
歳出の内容は次のとおりです。

- 施設経営費 360万6千円
- 施設外経営費 4万5千円

◆令和7年度利尻町簡易水道事業会計補正予算(第3号)

本予算は、収益的収入及び支出の事業収益及び事業費用それぞれに342万8千円を追加し、収益的収入及び支出の総額をそれぞれ1億3285万9千円にするものです。  
支出の主な内容は次のとおりです。

- 収益的支出
- 配水及び給水費 112万8千円
- 総係費 108万4千円
- 減価償却費 9万7千円
- 資産減耗費 111万9千円

◆令和7年度利尻町下水道事業会計補正予算(第1号)

本予算は、収益的収入及び

支出の事業収益及び事業費用それぞれに703万7千円を追加し、収益的収入及び支出の総額をそれぞれ2億4579万4千円にするものです。

また、資本的収入及び支出の資本的収入から5981万3千円を減額し、総額を1億8438万7千円にし、資本的支出から4849万8千円を減額し、資本的支出の総額を2億3501万7千円にするものです。  
支出の主な内容は次のとおりです。

- 収益的支出
- 業務費 139万7千円
- 総係費 31万7千円
- 減価償却費 682万3千円
- 消費税及び地方消費税 △150万円
- 資本的支出
- 建設改良費 △4849万8千円



# 令和8年度 一般会計他10会計予算は 56億6,220万円で 原案のとおり可決

※各会計予算の詳細は広報りしり4月号をご覧ください。

令和8年度の一般会計予算は、第1回町議会定例会において一般会計予算審査特別委員会(委員長:松村 栄悦)が設置され、これに付託、審査されました。同委員会の審査は、3月10日から3月11日までの実質2日間にわたり、慎重に審議され、3月12日本会議において上程され、一般会計他10会計が原案のとおり可決されました。

## 【事件案】

◆利尻町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき策定されている、利尻町過疎地域持続的発展市町村計画が令和7年度をもって期間が終了することから、引き続き計画する各事業について過疎債の適用を受けるために策定するものです。  
なお、計画期間は令和8年度から令和12年度までです。

## 【専決処分】

◆専決処分した事件の承認を求めることについて（令和7年度利尻町一般会計補正予算（第6号））

本予算は、歳入歳出それぞれに5103万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれ45億9490万4千円にするものです。

歳出の主な内容は次のとおりです。

- ふるさと応援寄附金事業 4546万3千円
- 衆議院議員選挙費 557万4千円

## 【発委案件】

◆利尻町議会議員の請負の状況の公表に関する条例  
◆利尻町議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

本条例及び施行規程は、地方自治法が改正されたことに伴い、地方議員の請負の定義の明確化と議員個人による請負に関する規制が緩和されたことを踏まえて、町に対して請負をする議員が当該請負の対価として各会計年度に町から支払いを受けた金額の総額等を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することにより、議員個人による請負の状況の透明性の確保に資するため、条例及び施行規程を制定するものです。

◆利尻町議会傍聴規則の一部を改正する規則

本規則は、全国町村議会議長会において、時代に即し開かれた議会運営を図るために、児童や乳幼児の入場禁止規定の廃止や、現代感覚にあわせた服装を容認するために、帽子、外とう、えり巻き類の着用制限を廃止するなどの標準町村議会傍聴規則が改正されたことから、全国町村議会議長会に準じて規則を改正するものです。

◆利尻町議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令

本訓令は、本人確認書類として有効だった住民基本台帳カードの期限が令和7年12月末で満了となったことから、様式中にある住民基本台帳カード等の記載を削除するために、訓令を改正するものです。

## 令和8年 第2回臨時会

第2回町議会臨時会は、5月12日に開催されました。審議された内容は次のとおりで、原案のとおり可決しました。

## 【事件案】

◆財産の無償譲渡について  
○無償譲渡する財産

- 【土地】  
沓形字新湊176番地3  
外4筆
- 【建物】  
旧新湊小学校校舎及び体育館 外1件
- 譲渡の相手方  
株式会社鈴木商会

一部を改正する法律が公布されたことに伴い、軽自動車税では環境性能割が廃止されたことで現行の軽自動車税種別割の名称が軽自動車税に変更となることから、条項や文言の整理をするなど、所要の改正をするものです。

◆専決処分した事件の承認を求めることについて（令和7年度利尻町一般会計補正予算（第8号））

本予算は、歳入歳出それぞれに1億2721万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億9497万円にするものです。  
歳出の主な内容は次のとおりです。

## 【専決処分】

◆専決処分した事件の承認を求めることについて（利尻町税条例の一部を改正する条例）

本条例は、地方税法等の

- 基金事業 1億1662万9千円
- 特別養護老人ホーム特別会計繰出金 3千万円
- ふれあい保養センター管理運営事業 793万円



中川原潔 議員

「こどもまんなか社会」について

中川原議員 すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、国はこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法としてこども基本法を制定し、国や都道府県、市区町村などが、こども施策を総合的に推進していく上での指針と位置づけております。

北海道では、この「こどもまんなか社会」を大人中心からこども中心の社会への変革と捉え、知事を先頭に全庁あげて取り組むべき重要課題の一つと位置づけております。

利尻町として「こどもまんなか社会」を実現するために、今後どのような取り組みを進めようとしているのか町長のお考えをお伺いいたします。

上遠野町長 これまで日本には、児童福祉法、母子保健法、教育基本法など、こどもに関する様々な法律が存在しました。しかし、こどもの権利を保障し、中核となるような総合的な法律がありませんでした。そこで、日本政府は日本国憲法やこどもの権利条約の理念に基づき、まず、こどもに関する全ての施策を推進していくための包括的な基本法として、こども基本法を令和4年6月に制定をし、翌年4月施行いたしました。

この、こども基本法の第9条に「政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」）を定めなければならない。」としております。こども大綱では、1つ目として、こども施策に関する基本的な方針、2つ目として、こども施策に関する重要事項ほか、3つ目として、こども施策を推進するために必要な事項、と明記されております。こども大綱では、全てのこどもが心身共に健やかに暮らせる、こどもまんなか社会の実現を目指しています。こどもまんなか社会とは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）を保ちながら生活できることを意味としており、こども大綱の理念を象徴するキーワードとなっております。



上遠野浩志 町長

こども大綱は、こどもまんなか社会の実現に向けて6本の柱を基本方針としており、1つは、こども・若者は権利の主体であり、今とこれから最善の利益を図ること。2

つ目として、こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと。3つ目として、ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援することとして3つのステージ、誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期を設定してあります。4つ目として、良好な生育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること。5つ目として、若い世代の生活基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること。6つ目として、施策の総合性を確保すること。これを基本的な方針としております。6という施策の総合性とは、こども大綱は今まで個々に存在したこども関連の法律を一元化するためのものであることから、特に少子化社会対策基本法、こども・若者育成支援推進法、こどもの貧困対策の推進に関する法律の3つの法が包括されるべきと明記されております。

また、こども大綱の重要事項として、ライフステージを通じた7つの重要事項が掲げられております。1つ目として、こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有。2つ目として、多様な遊びや体験・活躍できる機会づくり。3つ目として、こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供。4つ目として、こどもの貧困対策。5つ目として、障害児支援・医療的ケア児等への支援。6つ目として、児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援。7つ目として、こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組みなどが掲げられ、それに関する例も示されているところがございます。

国においても、こども家庭庁の設置以降、重要な政策理念として掲げられているところでありまして、こども家庭庁の役割として、就学前の全てのこどもの育ちの保障を担い、幼稚園、保育所、認定こども園、家庭、地域を含めた取り組みを主導し強力に推進することとなっております。全てのこどもの誕生前から幼児期までの育ちを保障するこ

とを理念とし、基本的なビジョン、はじめの100ヶ月の育ちビジョン策定。誕生前の10ヶ月から小学校1年生途中までの期間を重要な時期として、具体策を一体的・総合的に推進することとしております。

こども基本法の理念に基づきビジョンとして1つは、こどもの権利と尊厳を守る。2つ目として、安心と挑戦の循環を通してこどものウェルビーイングを高める。3つ目として、こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支える。4つ目は、保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする。5つ目として、こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す。をあげており、こういった理念から、本町におきましても、人口減少や少子化が進む中で、こどもは地域の宝であり、まちの未来そのものと考えております。単に子育て世帯を支援するという視点に留まらず、こども自身の健やかな成長と安心してこどもを産み育てられる環境づくりをまちづくりの

中心に据える必要があると考えております。しかしながら、こども施策は保健・福祉分野だけで完結するものではなく、教育、医療、地域づくり、雇用対策など、庁内横断的な連携が不可欠でありまして、今後関係部署が一体となり、さらに、地域全体でこどもを育てる体制づくりと意識の醸成に努めてまいりたいと思っております。

次に、こども施策に係る財源についてであります。国は財源の一部としてすでに年金システムの改正や高齢者の医療・介護保険の負担見直しを決めており、さらに令和8年4月より、こども子育て支援金として健保組合・国民健康保険・後期高齢者医療制度より拠出されることを決めております。

ただ、こどもまんなか社会とは、大規模な予算を伴う施策だけを指すものではなく、こどもを町づくりの中心に据えるという姿勢そのものが問われるものと考えており、人口減少が続く中、こどもがいるからこの町に住み続けたい、

ここで子育てして良かったと思える環境を整えることが、結果として本町の持続可能性に繋がるものと考えます。そのことから、現在本町では、妊娠期からの経済的サポートとして、離島という地理的條件から出産・医療制度に制約がある中で、妊婦健診や出産に伴う島外受診の経済的負担軽減と地理的ハンデを補完する経済的支援のため、出産・子育て応援給付事業、妊産婦島外受診・出産支援助成の拡充などを図っております。また、切れ目のない相談支援として、こども家庭センターを設置し、妊娠期からのアウトリーチを含む、伴走型相談体制の充実により、出産後の子育て世帯についても継続した相談支援を行い、こどもと保護者を包括的に支援してまいります。

また、保育所や学校、地域を含めて関係機関で子育て世帯を支える体制を整えて、こども虐待を未然に防ぐ環境を整えると共に、誰でも通園制度の本格実施に伴い、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援策の一つとして、

保育所等に通っていない生後6ヶ月から満3歳未満の乳幼児について、親の就労状況に関係なく、月10時間まで利用できる制度として本年4月1日より開始されることから、本町の両保育所では受入体制を整備し、柔軟な制度利用に対応する体制の整備を進めております。

このように、国・道の制度等を活用しながら既存財源の最適化により、持続可能な形でこども施策を推進していくとともに、本町の規模に見合った、確かな施策を積み重ねながら、利尻町らしい、こどもまんなか社会の実現に取り組んでいきたいと思っております。

**中川原議員** 仰っているように、保健課一課でなせるというだけではなく、庁内横断的な連携が必要だというのは、まさしくそうだと思います。そして子育てをして良かったという地域になりたい、私もそういう思いであります。

もう一度、こどもまんなか社会の特徴と目的を確認した

と思います。こどもまんなか社会とは、全てのこどもや若者が心身の置かれている環境に関わらず、その権利が守られて、将来にわたって幸福な生活を送ることが出来る社会のことだと、こども基本法では謳われております。その主な特徴というのは、3点私あげたいと思いますが、こどもの観点を最優先にする。施策を決める時に大人の都合ではなく、常にこどもにとって何が良いのかということ。第一に考える。2つ目は、こどもと若者の意見を聞く。こどもや若者を一人の人間として尊重し、その意見を聞いて実際の施策に反映させる。3つ目は、社会全体でこどもまんなか社会を支える。家庭だけでなく、地域・企業・行政が一体となってこどもや子育て世帯を支えるということになります。

利尻町の子育て支援や少子化対策などの現況を鑑みますと、誠に鮮やかにこどもまんなか社会を具現化しようとして、一生懸命やられてることは論をまたないわけなんです

が、利尻町の子育て支援策は、こどもの健診や予防接種、子育てサークルのげんきつずきサークル、こども発達支援のびびつこるーむなどがあります。子育ての切れ目のない支援体制で、保育料の無償化、医療費の無償化に繋げていく。

これらは妊娠出産から子育てに関する保健医療、経済的支援、医療費の0歳から18歳までの無償化により支えていると、こどもまんなか社会実現、いわゆる精神的役割を果たしていると言ええる現状だと思います。本当にそういうことに敬意を表するところでありますが、時間の関係上詳細には言及いたしません。北海道では、こども計画を昨年の4月1日にスタートしております。こどもの意見表明や社会参加の促進等を規定する北海道こども基本条例を制定し、その計画も策定しています。本町にはこども・若者の意見を表明して政策に反映させる場と仕組み、その制度が無いので設ける意味というのは極めて大きいのではないかと思います。

そこで、このような機会を設け、こどもまんなか社会の実現が利尻町の未来を託す重要な課題の一つとして考えるべきだと私は思いますが、町長の考えをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

**上遠野町長** 私もそのとおりだと思います。努力してまいりたいと思います。

ただ、私共の町の現状としましては、実際にこどもが参加してうちの町政の中に入ってくるということはなかなかできませんけども、各学校単位、特に高校の単位では、地域の学習という部分ではいろいろな提言を受けることもあります。それと小学校では、地域の勉強をしてそれを発表し、町の人達に公開していくという場も設けておりますし、私も参加させていただいておりますが、その中で提言されていることは、参考にしたいこともあります。

これから町づくりの計画も更新の時期に入ってきておりますし、有人国境離島法も延長する方向で検討されている

ことはご存知のことと思いますが、そういう部分も併せこどもの意見も反映できるように計画の中に入れていただきたいという思いもあります。

今、財源的には大変厳しいので、町の中心街の整備についても少し遅れると思いますが、その中でもこども達の夢だとか、そういう部分を反映させたい思いでありますし、仰るように、一つでも多く、子供たちの意見を町政に反映できるように私も努力してまいりたいと思います。

**中川原議員** こども計画は努力義務が定められているとはいえ、こども・若者を権利の主体として認識して、その多様な人格・個性を尊重して権利を保障し、最善の利益を図るっていうことであります。それはこどもの権利の普及・啓発、こどもの権利に関する学習機会の確保・相談に対応する支援体制を作るといことでもあります。

2つ目としては、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重して、先程から言っ

すように、その意見を聞き対話しながら進めていくということであり、十分にお分かりいただいていると思います。3つ目として、こども・若者の社会参加の促進と、4つ目として、多様な居場所作りということ、いじめ防止から26項目にわたって学校教育・教育関係のこどもまんなか社会の指針としております。

私は、少子化、人口減少の流れを変えて、未来を担う人材を地域で育て、地域社会の持続可能性を高めていきたいものだと思っております。

先月の日刊宗谷ですが、ハートランドフェリーが新造船の建造着手にあたり「未来を担うこどもたちが社会の真ん中に」をコンセプトに「こどもまんなかシップ」を目指すという記事が掲載されておりました。是非、こども・若者が意見表明して政策に反映させる仕組みと場を設ける制度を、実現していただきたいと思っております。そんなに費用が必ず必要な政策ではないと思っております。本当に自分達がそのことが大切だと思っ

方、変革の意味をよく理解して進めてほしいと思えますし、議会も、こども議会を開催するなど、本当にそのことを推し進める推進役にもなっていきたいと思っておりますので、その辺をお考えいただいて、再々質問いたします。

**上遠野町長** そのように努力してまいりたいと思います。

## 町政の主人公は町民の皆さんです! 議会を傍聴しましょう

定例町議会は通常  
年4回(3・6・9・12月)に開かれます。

# 利尻町監査委員について

## 監査委員制度

監査委員は、地方自治法第195条第1項の規定により、地方公共団体が行政の公正と能率を確保することを目的に設けられた機関で、町長の指揮監督を受けずに独立した立場で監査を行います。

監査等の実施にあたっては、地方自治の本旨に基づき、町の財務事務や事務・事業の執行が、法令等に従って適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかどうかといった観点から監査を実施しています。

定数は、地方自治法第195条第2項及び利尻町監査委員条例で2人と定めています。

## 監査委員の選任

町長が議会の同意を得て、人格が高潔で行政運営に関し優れた識見を有する者1名（識見監査委員）と議会議員のなかから1名（議選監査委員）を選任しています。また、地方自治法第199条の3の規定により、識見を有する者から「代表監査委員」を選任しています。

任期は、識見選任委員が4年で、議員選任委員は議員の任期とされています。

利尻町の監査委員は、次の2名です。

| 氏名                 | 選出 | 任期                     | 備考     |
|--------------------|----|------------------------|--------|
| すがわら ひとし<br>菅原 一志  | 識見 | 令和7年12月20日～令和11年12月19日 | 代表監査委員 |
| なかがわら きよし<br>中川原 潔 | 議選 | 令和4年10月11日～令和8年10月7日   |        |

## 監査の種類と内容

### (1) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者が管理する現金の出納保管状況及び町の財政支出の動態について、毎月検査を実施します。

### (2) 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）

町長から審査に付された決算書類等が法令に基づいて作成されているか、係数が正確であるか、予算の執行または事業の経営が適正かなどについて審査し、決算状況について分析します。

### (3) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条）

町長から審査に付された健全化判断の各比率が関係法令等に基づき算定されているか、また、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施します。

### (4) その他

上記以外に地方自治法により定期監査、基金運用状況審査、行政監査、財政援助団体等監査、随時監査、住民監査請求監査などがあります。

## ●お問い合わせ

利尻町監査委員（議会事務局）

☎84-2345（代表）



# 駐在所だより



旭川方面稚内警察署 沓形駐在所  
所長 石川 敦生さん

本年4月1日付で北見方面本部交通課交通機動隊から沓形駐在所へ赴任しました。

警察官になってから北海道中転勤して回りましたが、いつかは自然豊かな利尻島で勤務したいという希望を抱いており、この度ようやく願いが叶って妻とともに参りました。

地域の皆様が安全で安心に暮らせる町づくりに最善を尽くしますので、よろしくお願ひします。

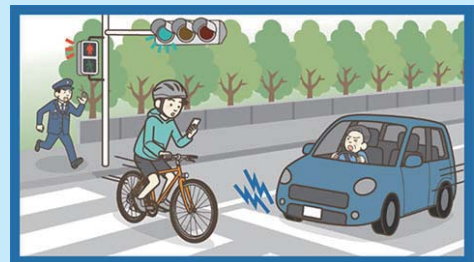
## 令和8年4月1日から 自転車の交通反則通告制度(青切符)が開始

道路交通法の一部改正により、令和8年4月1日から、自転車の交通事故を防ぐため、16歳以上の自転車の運転者による一定の交通違反(反則行為)に対し、交通反則通告制度(青切符)が導入(反則金が科せられる)されました。

〈対象となる違反行為は100種類以上〉

- 信号無視 → 反則金 6,000円
- 携帯電話使用等(保持) → 反則金 12,000円
- 指定場所一時不停止等 → 反則金 5,000円 など

**重大事故を防ぐため、  
交通ルールを遵守しましょう!!**



## マリンレジャー愛好家のみなさまへ

稚内海上保安部 交通課 ☎0162-24-8810

マリンレジャーを楽しむためには、いくつかの注意が大事です。

- ▶ 海へ行く前にその日の気象海象をチェック
- ▶ ライフジャケットを常時着用、携帯電話等の連絡手段の確保
- ▶ 単独行動をしない
- ▶ 海水浴場以外の一般海岸や遊泳禁止区域等では泳がない
- ▶ プレジャーボートに乗る際は発航前検査の確実な実施
- ▶ SUPやカヌー等に乗る際は基本的な知識・技能を身につける

事故に遭ってしまった、または事故を見かけた場合は海上保安庁直通の緊急ダイヤル「118」番、「海のもしもは118番」にご連絡ください。

また、海上保安庁では、釣り、遊泳、カヌー等のマリンレジャーを誰もが安全、安心して楽しめるように、それぞれの種別に応じた事故防止のための情報サイト「ウォーターセーフティガイド」を開設していますので、ぜひご利用ください。

ウォーターセーフティガイド 検索



<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety>

# 国民健康保険・後期高齢者医療制度 令和8年度資格確認書の一斉更新について

令和8年8月1日からはマイナ保険証が資格確認書で医療機関・薬局にて受付をしてください。

医療制度によって交付するものが異なりますので下記の内容をご覧ください。7月中旬頃より順次発送いたします。

## ●国民健康保険

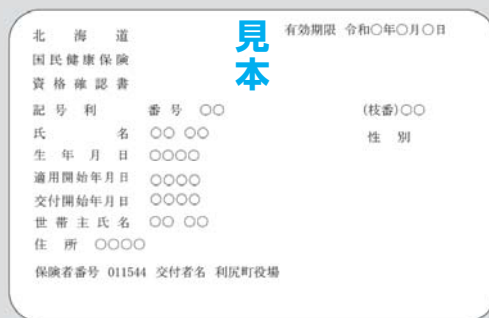
◎マイナ保険証利用登録がある方  
(健康保険証とマイナンバーカードを紐づけしている方)

◎マイナ保険証利用登録が無い方  
(健康保険証とマイナンバーカードを紐づけしていない方)

### 資格情報のお知らせ通知



### 資格確認書



※年齢問わずこちらの内容で発行します。  
※被保険者ごとのマイナ保険証の有無により、同じ世帯であっても送付されるものが別々になります。

## ●後期高齢者医療制度

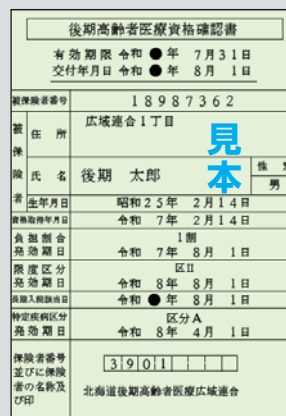
◎84歳以下の方で、マイナ保険証利用登録がある方  
(健康保険証とマイナンバーカードを紐づけしている方)

◎85歳以上の方  
◎84歳以下でマイナ保険証利用登録が無い方  
(健康保険証とマイナンバーカードを紐づけしていない方)

### 資格情報のお知らせ通知



### 資格確認書



マイナ保険証で、医療機関の受付がもっと便利に!  
保険証確認がスムーズになり、より安心して医療を受けられます。  
まだ使ったことがない方も、この機会にぜひご利用ください。

【お問い合わせ先】  
利尻町役場保健課保健係

# 「児童手当」「児童扶養手当」「特別児童扶養手当」についてご案内いたします!

## 児童手当

- 支給対象者は…**高等学校を卒業するまで**の児童と生計を同じくする、父または母となります。父母と別居している場合は、児童と同居している養育者に支給されます。  
※公務員は、勤務先から支給されます。

- 手当額は………

|                  |              |                   |
|------------------|--------------|-------------------|
| <b>3歳未満の児童</b>   | <b>第1・2子</b> | <b>月額 15,000円</b> |
| <b>3歳以上高校生年代</b> | <b>第1・2子</b> | <b>月額 10,000円</b> |
| <b>0歳～高校生年代</b>  | <b>第3子以降</b> | <b>月額 30,000円</b> |

※高校生年代までとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までのことをいいます。



- 支給月は………原則として、年6回（偶数月）に、各前月までの2カ月分が支給されます。

## 児童扶養手当

### ●主な

**支給対象者は**…離婚等により、ひとり親家庭で生活している児童（18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童、心身に障害がある場合は20歳未満）を養育している父、母または養育者に支給されます。

ただし、支給を受けるためには前年の所得が一定額未満でなければならず、その所得額により「全部支給」「一部支給」「支給停止」のいずれかに決定されます。

※父子家庭の場合も支給対象となります。

※養育費を受けている場合は、その年額の8割相当分も所得に加算されます。

※児童が一定年齢に達すると資格は喪失しますが、父・母の再婚（内縁関係含む）により、その配偶者に養育される場合も資格は喪失します。（父・母が重度の障害にある場合を除く）

- 手当額は………

|       |             |   |
|-------|-------------|---|
| 児童1人目 | <b>全部支給</b> | <b>月額 48,050円</b>                           |
|       | <b>一部支給</b> | <b>所得に応じて、月額 11,340円から48,040円まで10円きざみの額</b> |
| 児童2人目 | <b>全部支給</b> | <b>所得に応じて、月額11,350円</b>                     |
|       | <b>一部支給</b> | <b>所得に応じて、月額5,680円～11,340円まで10円きざみの額</b>    |

※第3子以降は、児童2人目と同額を支給に変更。

- 支給月は………原則として5月、7月、9月、11月、1月、3月にそれぞれ前月分までが支給されます。

## 特別児童扶養手当

### ●主な

**支給対象者は**…身体や精神に障害（この制度で定める1級、2級の障害の状態）のある20歳未満の児童を養育している父母、または養育者に支給されます。ただし、前年の所得が一定額以上の場合は、所得制限により支給されません。（支給停止）

- 手当額は………対象児童1人に対し 

|                      |
|----------------------|
| <b>1級で月額 58,450円</b> |
| <b>2級で月額 38,930円</b> |

- 支給月は………原則として4月、8月、12月にそれぞれ前月分までが支給されます。

◎手当を受けるためには認定請求をしなければなりません。また、支給要件についても各家庭状況により異なります。

くわしくは、利尻町役場町民課福祉係 電話 84-2345 または、IP電話 84-9019 までお問い合わせください。

# 出産に備えた宿泊費の助成に関するご案内

利尻町では、妊婦さんが安心して出産できる環境づくり推進するため、利尻町に一番近い出産機関である市立稚内病院で出産される方を対象に、出産に備えた滞在期間に要した宿泊費の一部を助成します。

## 1. 対象（次の全てに該当する方）

- ・利尻町に住所登録のある妊婦の方
- ・市立稚内病院で出産される方（ただし、市立稚内病院の指示により別医療機関にて出産した場合や出産前に転出した場合はこの限りではない）
- ・町税及び町使用料等の滞納がない方
- ・令和8年4月1日以降に出産予定の方から対象となります



## 2. 助成内容

- ・妊娠36週6日から出産前日までの間の滞在費
  - ・最大29泊まで助成（妊娠36週6日から40週6日までの期間、かつ出産日の前日まで）
  - ・宿泊費が対象（詳細につきましてはお問合せください）
- ※食事代や個人利用費用等は対象外です。

## 3. 申請方法

出産後、必要書類を添えて申請してください。

### 【主な提出書類】

- ・申請書
- ・滞在費用明細書
- ・領収書（宿泊施設等）
- ・母子手帳の写し

※申請は出産後1年以内に行ってください。

## 4. お問い合わせ先

利尻町役場保健課保健指導係（役場1階）  
一般電話 84-2345 IP電話 84-9020  
公式LINE

不明な点や詳細については、お気軽にお問い合わせください。



利尻町公式LINEの友だち登録はこちらから →  
お問い合わせは、「申請」>「お問合せ・個別相談」に、お進みください。

# 海上保安庁では 令和9年4月採用の職員を募集します

## 海上保安学校学生

**受付期間** インターネット：7月10日(金)～7月23日(木)

**試験日程** 第一次試験：9月27日(日)

**受験資格** 令和8年4月1日において高等学校を卒業した日の翌日から起算して12年を経過していない者及び令和9年3月までに高等学校を卒業する見込みの者

## 海上保安大学校学生

**受付期間** インターネット：8月20日(木)～9月7日(月)

**試験日程** 第一次試験：10月24日(土)、10月25日(日)

**受験資格** 令和8年4月1日において高等学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない者及び令和9年3月までに高等学校を卒業する見込みの者

## 海上保安庁職員採用のホームページアドレス及びQRコード

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/recruitment/>

**問い合わせ** 詳細については、稚内海上保安部管理課（☎0162-22-0118）までお問い合わせください。



# 子ども子育て支援金制度が始まります

子ども・子育て支援金は、子育て世帯を支えるための新しい制度です。

児童手当の拡充や、妊娠・出産・子育てへの支援、働きながら子育てしやすい環境づくりなどに活用します。なお、支援金は加入している医療保険の令和8年度保険料からあわせてご負担いただく予定となっています。将来を担う子どもたちや、安心して子育てできる社会づくりにつながります。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

■令和8年度の支援金額の推計（平均月額）※所得によっても異なります。

国民健康保険 → 被保険者一人当たり 約300円  
後期高齢者医療制度 → 被保険者一人当たり 約200円



児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など  
**子ども・子育て支援の拡充が既に始まっています。**  
給付の拡充には、令和8年度から始まる  
**子ども・子育て支援金が充てられます。**

## 拡充される給付の例

1 児童手当の拡充

4 育児時短就業給付

2 妊婦のための支援給付

5 こども誰でも通園制度

3 出生後休業支援給付

6 育児期間中の  
国民年金保険料免除

### Q 「子ども・子育て支援金制度」って？

A 全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出いただき、上記6つの子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

### Q いつから始まるの？

A 令和8年4月分から医療保険料とあわせて拠出いただきますが、実際の徴収開始時期は加入する医療保険制度によって異なります。

### Q 支援金っていくらなの？

A 令和8年度の個人や世帯の支援金額(平均月額)の試算は次のとおりです。実際の額は加入する医療保険制度や所得等により異なります。  
健保組合：被保険者一人当たり約550円  
国民健康保険：一世帯当たり約300円  
後期高齢者医療制度：被保険者一人当たり約200円

支援金制度の詳細について  
知りたい方はこちら

こども家庭庁ホームページ  
「子ども・子育て支援金  
制度について」



こども家庭庁公式note  
「最近話題の「子ども・子育て  
支援金制度」について」



【お問い合わせ先】  
利尻町役場保健課保健係

# しない!させない!こども虐待

虐待かも?と思ったらこども家庭センターにご連絡を!

虐待には、様々な種類があります。大人がしっかり把握し、虐待しないこと・虐待に気づくことが大切です。

また、周囲の虐待を未然に防ぐためにも、助け合いの心を大切に、地域で子どもを見守りましょう。

## 身体的虐待

殴る、蹴る、やけどを負わせる など

## 心理的虐待

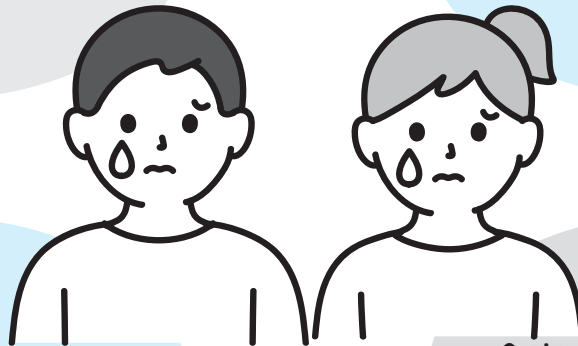
無視、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう など

## 性的虐待

性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる など

## ネグレクト

食事を与えない、必要な医療を受けさせない など



連絡先：0163-84-2345

利尻町役場 1階保健課内 こども家庭センター

## こども家庭センターとは?

妊娠・出産・子育て期に関する様々な相談支援を行う機関で、保健師や社会福祉士が対応いたします。秘密は厳守いたしますので、お気軽にご相談ください。

【対応時間】月～金曜日の8:30～17:15 (土日祝祭日はお休みです)



育児が辛い。  
上手な関わり方を知りたい。  
イライラして子どもを叩いてしまう。  
子どもの発達が心配。

……など

あなたの困りごと、  
不安なことについて、  
解決に向けて  
一緒に考えます。



# アピアランスケア 助成事業のお知らせ



- **事業内容**：がん治療に伴う外見の変化を補うための、アピアランスケア用品の購入費用の一部を助成します。
- **対象者**：申請時に利尻町に住民票を有し、以下に該当する方が対象となります。
  - ・がんと診断され、がんの治療を受けた方、または現に受けている方
  - ・町民税等の滞納がない方
  - ・過去に利尻町でこの補整具等の助成を受けていない方

医療用ウィッグ等 ～ 上限 30,000円（1回限り）

乳房補整具等 ～ 上限 20,000円（1回限り）

※上限額に満たない場合は、実際に購入した金額となります。

※令和8年4月1日以降に購入したものが対象となります。

（助成対象用具を購入した日の翌日から起算して1年以内が対象）

- **お問い合わせ先**：利尻町役場 保健課保健係 ☎84-2345



## 地域包括支援センター

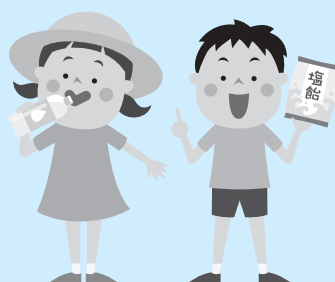
地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して生活できるように、高齢者ご本人やそのご家族をサポートする身近な相談窓口です。日常生活の中で、わからないこと、不安なこと、困っていることなどがありましたら、お気軽にご相談ください。

|         |  |
|---------|--|
| 相談できる日  | 平日の8時30分～12時、13時～17時15分（祝日除く）                            |
| センターの場所 | 利尻町役場1階 保健課の中にあります                                       |
| 対応する人   | 保健師・介護支援専門員・社会福祉士が対応いたします                                |
| 相談できること | 介護予防、認知症、介護保険、虐待、心の健康（うつ、アルコール等）のこと等                     |
| 連絡先     | 一般電話 84-2345（利尻町役場代表）<br>知らせますケン 84-0154・84-0122・84-0125 |

# 熱中症予防のために

熱中症とは、高温多湿な環境に、私たちの身体が適応できないことで生じるさまざまな症状の総称です。熱中症の予防には、「水分補給」が大切です。喉の乾きを感じる前に、こまめな水分補給を行いましょう。特に、ご高齢の方は、暑さを感じにくく、室内でも熱中症になることもあるので十分注意し、周りの方も気にかけて、予防対策の声かけをお願いします。

- ①室内は涼しく風通しをよくし、扇風機・除湿器を併用する
- ②喉が乾いていなくてもこまめな水分補給をする  
(1.5L、コップ8杯ほど)
- ③入浴や就寝中も体の水分は失われるため、入浴前後の水分補給、枕元に水を準備する
- ④大量に汗をかくときには塩分も一緒に摂る  
(みそ汁、塩飴、梅干し)



※持病によって水分や塩分の摂取量が決められている方は、かかりつけ医の指示に従ってください。

## もし熱中症かなと思ったときは

- すぐに医療機関へ相談、または救急車を呼びましょう
- 涼しい場所へ移動しましょう
- 衣服を脱がし、体を冷やして体温を下げましょう
- 塩分や水分を補給しましょう  
(おう吐の症状が出ていたり意識がない場合は、むりやり水分を飲ませることはやめましょう)



### 熱中症の症状

- 症状1 ●めまいや顔のほてり
- 症状2 ●筋肉痛や筋肉のけいれん（こむら返り、筋肉のつり）
- 症状3 ●体のだるさや吐き気
- 症状4 ●ふいてもふいても汗がでる、もしくはまったく汗をかいていない
- 症状5 ●体温が高い、皮膚が熱い
- 症状6 ●呼びかけに反応しない、まっすぐ歩けない
- 症状7 ●水分補給ができない

出典：一般財団法人 日本気象協会

- 環境省では、令和2年7月31日に、LINE公式アカウント「環境省」を開設し、熱中症予防対策の情報配信が開始されました。お使いのスマートフォンなどのLINEアプリで、LINE公式アカウントを友だち追加していただくと、熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラートの発表や暑さ指数の情報を無料で受け取ることができます。



# 利尻島国保中央病院 新入職員の紹介



**田中 友菜さん**

【職 種】管理栄養士

【出身地】利尻島

【趣 味】旅行

【抱 負】利尻で生活していた経験や知識を活かし、地域の皆様に貢献できるよう精一杯頑張ります。



**川口 素瑠杜さん**

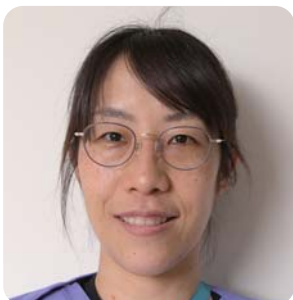
【職 種】准看護師

【出身地】稚内市

【趣 味】バド、曲を聞く

【利尻島の第一印象】利尻富士の美しさと、利尻の方々の優しさに触れ、利尻を再び訪れたいという気持ちが強くなりました。

【抱 負】知識と技術の向上に努め、安心・安全な看護を継続して提供できる看護師になります。



**新井 のぞみさん**

【職 種】看護師

【出身地】埼玉県

【趣 味】MLB観戦、歩くこと

【利尻島の第一印象】利尻岳がきれいで、いつかは頂上に登ってみたいと思いました。

【抱 負】病院に来られる方々のニーズに応じていけるよう日々努めて参ります。



**三浦 海斗さん**

【職 種】診療放射線技師

【出身地】札幌市

【趣 味】オートバイ、釣り、旅行

【利尻島の第一印象】風が強い。潮と森の甘い香りが混ざり合った綺麗な空気でリラックスできる。

【抱 負】質の高い医療画像を提供素早く提供出来るよう、技術を磨いていきます。



**菊地 蓮さん**

【職 種】薬剤師

【出身地】札幌市

【趣 味】ランニング、映画鑑賞

【利尻島の第一印象】空気が澄んでいて心地が良いです。

【抱 負】院内業務はもちろん、様々な視点から自己研鑽を積み、更なる成長を目指したいと思います。

## スキンケアについて

利尻島国保中央病院 医師 松江亮範

初めまして。4月から利尻島国保中央病院へ赴任した松江です。

おかげさまで利尻の生活にも慣れ、これからは釣りや登山といったアクティビティへの挑戦を楽しみに日々を過ごしています。

さて、私は利尻へ赴任するまで札幌市や砂川市で皮膚科医として勤務していました。今回は島民の皆様と皮膚について、特にスキンケアの重要性について皮膚科医としての知識や経験を共有できればと思います。

はじめに、スキンケアとは保湿剤を塗布し皮膚を清潔に保つことを言います。皮膚の大切な役割として、水分の保持や外的刺激からの保護が挙げられますが、スキンケアはこうした働きを保つために重要になります。例えば、乳児のお子さんは皮膚バリアや発汗能力の未熟さから、高齢の方は発汗や皮脂分泌の低下から皮膚は乾燥してしまいます。皮膚の乾燥は、痒みやさらなる皮膚疾患を引き起こす原因となります。そのため、スキンケアは、乳幼児から高齢の方まで幅広い世代の方に必要となります。

それでは、スキンケアとは一体何をすればよいのでしょうか。具体的には①正しい洗浄と②適切な保湿剤の塗布が重要です。①正しい洗浄とは、皮膚の汚れだけを取り除くという事です。例えばナイロンタオルで力強く皮膚を擦ったり、洗浄力の強い石鹸やシャンプーを使用すると、保湿に必要な皮脂まで取り除いてしまいます。皮膚は優しい力で洗ってあげてください。そして②適切な保湿剤の塗布ですが、塗布するタイミングは、水分の蒸発を防ぐため入浴後に行うのが良いとされています。もちろん冬季や乾燥の強い方は、皮膚がかさかさする度に塗布して頂いて構いません。保湿剤には様々な製品がありますが、ご自身の肌質やライフサイクルにあったものを使用するのが望ましいです。

今回は紙面の都合上簡単な説明になってしまいましたが、スキンケアにまつわる疑問や皮膚トラブルでお困りの際は、気兼ねなくお尋ねください。



# 体組成検査(InBody)も受けてみませんか？

人の体は大きく分けて体水分・タンパク質・ミネラル・体脂肪でできています。これらを定量的（具体的な数値にして）に分析し、栄養状態に問題がないか、体がむくんでいないか、身体はバランスよく発達しているかなど、人体成分の過不足を評価する検査です。

当院のInBody装置では、以下の項目を測定することができます。

- 体成分（体水分量・タンパク質量・ミネラル量・体脂肪量）
- 筋肉/脂肪（体重・筋肉量・体脂肪量）
- 肥満指標（BMI・体脂肪率）
- 部位別筋肉量（右腕・左腕・体幹・右脚・左脚）
- 体水分均衡（細胞外水分比）

\*費用は、自費で850円となります。

\*検査時間は2分程度で、6歳以上から測定することができます。（ペースメーカー埋め込みされている方や立位が保持できない方は測定できません。）

\*定期受診時の待ち時間や、散歩のついでに立ち寄り、測定することもできます。

\*予約等も必要ありません。

興味のある方は、病院受付や外来職員に声をおかけください。

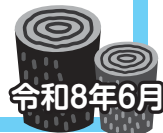
## InBody770





国民の森林・国有林

# 利尻森林事務所 鴛泊治山事業所たより



令和8年6月

## 令和8年度 事業予定

今年度の事業予定をお知らせいたします。（※変更・中止となる場合があります）

### 森林整備事業

- ・下刈 : 6.59ha
- ・作業道刈払い : 5.800m
- ・歩道刈払い : 23,222m
- ・防火線刈払い : 11.55ha

### 治山事業

- ・アフトロマナイ治山工事  
（コンクリート谷止工 1基設置）
- ・ヤムナイ沢治山事業全体計画調査業務

## 新任職員挨拶

### 新任 吉田 太陽

4月より、鴛泊治山事業所に勤務することになりました、吉田と申します。これまで札幌市、新ひだか町、厚岸町と異動を重ね、今回が4か所目の赴任地となりました。

最近、自転車を入手しましたので、天気の良い日には利尻富士や美しい海の風景を眺めながら、島内をサイクリングしてみたいと楽しみにしています。

治山事業に携わるのは今回が初めてですが、日々学びを重ねながら、この広報誌を通じて、事業の内容やその意義、進捗状況などを、皆さまに分かりやすくお伝えしていければと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。



新任の吉田

## 退職職員挨拶

### 退職 細野 賢

私事ですが、鴛泊治山事業所の細野については、4月1日付人事で道南、厚沢部町へ異動することとなりましたので、ご報告させていただきます。

治山事業所は4年間在籍させていただく中で、業務内外問わず、様々なことで島内の方々にお世話になりました。改めまして、感謝申し上げます。

現在の勤務地の檜山森林管理署においても、引き続き治山事業を担当することとなりました。火山地域の土壌である利尻島での経験を活かし、業務を遂行していきます。今後、利尻島や宗谷地方で再び業務に従事する際は、お会いする機会もあると思いますので、よろしくお願いいたします。



完成した治山ダムを確認する細野

利尻の治山工事の歴史は次号掲載します。

林野庁 北海道森林管理局

発行：宗谷森林管理署 利尻森林事務所・鴛泊治山事業所  
〒097-0101  
北海道利尻郡利尻富士町鴛泊字栄町195-1  
TEL&FAX 0163-82-1529



# 「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」

## 消防だより

NO.471

### 少年消防クラブ入部式

4月19日に利尻町少年消防クラブの入部式を実施し、25名のクラブ員が入部しました。防火夜回りをはじめとする様々な活動で、町民の皆さんに火災予防の啓発を行っていきます。



### 火災予防運動車両パレード

4月20日に春の火災予防運動に伴う車両パレードを実施しました。消防車両9台が町内を行進し、防火意識の普及啓発を図りました。

### 少年消防クラブ防火夜回り

4月24日に春の火災予防運動に伴う防火夜回りを実施しました。少年消防クラブ員が拍子木を叩きながら町内を巡回し、火の用心を呼びかけました。



## 利尻町消防団

## 消防演習実施!



5月10日に沓形地区において利尻町消防団消防演習を実施しました。演習には団長以下50名が参加し、模擬火災出動訓練や分列行進のほか、式典では表彰状の伝達を行いました。模擬火災出動訓練では消防団員が出火想定箇所へ放水し、技術の向上と士気の高揚を図りました。



出動件数 火災1件 救急39件 (令和8年5月18日現在)



# わが家の愛

りしりんが  
わが家の愛どるを  
紹介するよ♪



今回は、1人のお友達  
を紹介するよ!



しちのへしいな  
**七戸志唯那ちゃん(4歳)**

父：大志 母：舞奈

歌って踊っていつも  
元気いっぱいな志唯那。  
みんなを明るく笑わせてくれて  
ありがとう!  
優しさ溢れる素敵な  
お姉さんになってね。  
大好きだよ♡



【お父さん・お母さんから】

## 令和8年度自衛官等採用試験のご案内

### ●2等陸・海・空士 受験案内

〔資格〕 18歳以上33歳未満の者

(32歳の者は採用予定月の末日現在、33歳に達していない者)

〔受付期間〕 年間を通じて行っております。

〔試験期日(筆記)〕〔口述・身体検査〕

受付時又は各自衛隊地方協力本部のホームページにてお知らせします。

〔試験会場〕 受付時にお知らせします。

### ●一般曹候補生 受験案内

〔資格〕 18歳以上33歳未満の者

(32歳の者は採用予定月の末日現在、33歳に達していない者)

〔受付期間〕 7月1日～9月1日

〔試験期日〕 一次：9月16日～9月27日 ※いずれか1日を指定されます。

二次：10月17日～11月1日 ※いずれか1日を指定されます。

〔試験会場〕 受付時にお知らせします。

【お問い合わせ先】 自衛隊旭川地方協力本部稚内地域事務所

☎0162-33-1227

利尻町役場総務課総務係

☎0163-84-2345

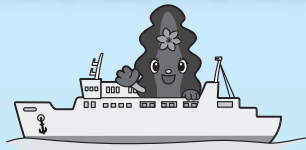
# ぴいぷる

(戸籍の動き) 2026年5月21日現在

## はっぴい・ういでいんど

おめでとうございます!

5月7日 (仙)本町  佐々木 大輔さん  
安藤 由子さん



## おくやみもうしあげます

4月3日 富士見町 柴田 勇さん (92歳)  
4月4日 (仙)本町 宮道 義之さん (86歳)  
4月5日 政治 秋田谷スズ子さん (85歳)  
4月14日 日出町 大淵 久美さん (82歳)  
4月15日 政治 菅原 馨さん (94歳)  
4月18日 御崎 柴田 昭男さん (83歳)  
4月19日 泉町 永井 由美子さん (65歳)  
4月21日 富士見町 加嶋 幸一さん (89歳)  
5月2日 緑町 稲澤 正志さん (67歳)

## はじめまして! ベイビー

おめでとうございます!

3月18日 平川 <sup>はな</sup>花ちゃん  
新湊[平川 力樹・由紀子]

3月28日 加嶋 ましろちゃん  
富野[加嶋 幸太・佳菜江]

## ●よせられた善意●

【指定寄附】

◆利尻町仙法志字政治  
秋田谷 幸雄 様より  
一金 100,000円  
(特別養護老人ホーム備品購入資金)

◆利尻町杓形字富士見町  
柴田 修子 様より  
一金 100,000円  
(特別養護老人ホーム備品購入資金)

◆利尻町杓形字日出町  
菅原 榮子 様より  
一金 300,000円  
(特別養護老人ホーム備品購入資金)

◆匿名  
一金 300,000円  
(利尻島国保中央病院運営資金)

ご厚志に対し厚くお礼申し上げます

## ●ご厚情に感謝申し上げます●

【利尻町社会福祉協議会】

この度、次の方から愛情銀行に金一封及び物品が預託されましたので、紙上を借りてお礼申し上げます。

- 仙法志字政治 秋田谷幸雄 様より、妹 秋田谷スズ子 様の香典返しを廃して
- 杓形字富士見町 柴田修子 様より、父 柴田 勇 様の香典返しを廃して
- 仙法志字本町 宮道洋子 様より、夫 宮道義之 様の香典返しを廃して
- 仙法志字御崎 柴田克典 様より、父 柴田昭男 様の香典返しを廃して
- 杓形字富士見町 加嶋トメ 様より、夫 加嶋幸一 様の香典返しを廃して
- 杓形字日出町 菅原榮子 様より、夫 菅原 馨 様の香典返しを廃して
- 杓形字泉町 永井昭廣 様より、妻 永井由美子 様の香典返しを廃して
- 仙法志字政治 稲澤昭市 様より、子 稲澤正志 様の香典返しを廃して
- 仙法志字政治 大淵賢一 様より、妹 大淵久美 様の香典返しを廃して
- 札幌市南区 小野和治 様より、母 小野フサ 様の香典返しを廃して

発行：利尻町役場 編集：企画財政課企画振興係 印刷：(株)国境

TEL 0163-84-2345 FAX 0163-84-3553

利尻町公式ホームページ <https://rishiri-town.jp/>

Eメール [kikaku@town.rishiri.hokkaido.jp](mailto:kikaku@town.rishiri.hokkaido.jp)

(広報りしりに関するご意見ご要望は上記E-mailアドレスまでお寄せください。)

【まちの人口】 1,766人 世帯数 996世帯 男 883人 女 883人 (令和8年5月21日現在)

